

(案)

番 号

ガス工作物技術基準の解釈例（内規）の一部を改正する規程を次のように定める。

年 月 日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

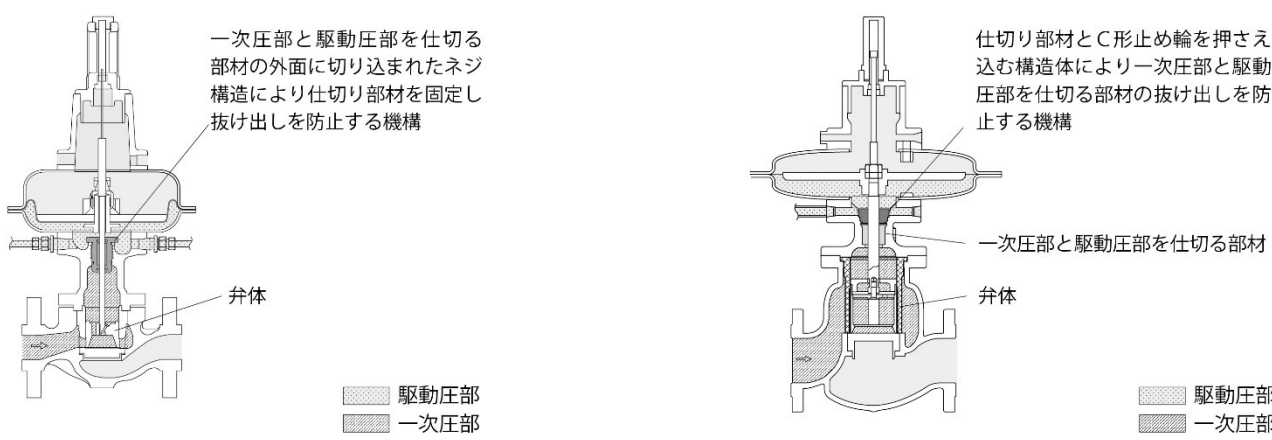
ガス工作物技術基準の解釈例（内規）の一部を改正する規程

ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号）に定める技術基準の性能を満たす具体的仕様例を示すため、ガス工作物技術基準の解釈例（内規）（20140313 商局第6号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、年 月 日から施行する。ただし、改正後の第二百二十三条の規定は、ガス工作物の技術基準を定める省令の一部を改正する省令第五十六条第一項の施行の日から施行する。

改正案	現 行
<表紙> ガス工作物技術基準の解釈例 平成26年3月19日制定 令和8年●月●●日改正 産業保安・安全グループ	<表紙> ガス工作物技術基準の解釈例 平成26年3月19日制定 令和5年2月8日改正 産業保安グループ
（製造設備等の材料） 第13条 省令第14条第1号から第5号までに規定するガス工作物の主要材料（機械的強度に関連する部分（構造の強度計算に関する部分））は、次の各号のいずれかに適合するものであること。ただし、<u>ガス発生設備（水電解装置に限る。）のうち、電解セルスタックにあつては、「水電解装置の電解セルスタックに関する基準」（特別民間法人高圧ガス保安協会 KHKS0871-2(2024)）の「4. 材料」の規定、また、電解セルスタック以外のものにあつては、「水電解装置に関する基準」（特別民間法人高圧ガス保安協会 KHKS0871-1(2024)）の「5.1 材料」の規定による。</u> 一～十二 （略） 2 （略）	（製造設備等の材料） 第13条 省令第14条第1号から第5号までに規定するガス工作物の主要材料（機械的強度に関連する部分（構造の強度計算に関する部分））は、次の各号のいずれかに適合するものであること。 一～十二 （略） 2 （略）
（構造） 第18条 省令第15条第1項に規定する「供用中の荷重並びに最高使用温度及び最低使用温度における最高使用圧力に対し、設備の種類、規模に応じて適切な構造」とは、第20条から第49条までに定める構造をいう。ただし、<u>ガス発生装置（水電解装置に限る。）のうち、電解セルスタックにあつては、「水電解装置の電解セルスタックに関する基準」（特別民間法人高圧ガス保安協会 KHKS0871-2(2024)）の「5. 設計」、「6.1 設計検査」及び「6.2 型式試験」の規定、また、電解セルスタック以外のものにあつては、「水電解装置に関する基準」（特別民間法人高圧ガス保安協会 KHKS0871-1(2024)）の「5.2 圧力機器に適用する規格」及び「5.4 設計検査」の規定による。</u> 2 （略）	（構造） 第18条 省令第15条第1項に規定する「供用中の荷重並びに最高使用温度及び最低使用温度における最高使用圧力に対し、設備の種類、規模に応じて適切な構造」とは、第20条から第49条までに定める構造をいう。 2 （略）
（耐圧試験） 第50条 省令第15条第2項に規定する「適切な方法により耐圧試験を行ったときにこれに耐えるもの」とは、次の各号のいずれかに適合するものをいう。ただし、第13条第1項第1号及び第12号に掲げるものにあつては、省令第15条第2項に規定する「適切な方法により耐圧試験を行ったときにこれに耐えるもの」とであるとみなす。 一 ガス工作物（次号から第九号までに掲げるものを除く。）にあつては、最高使用圧力の1.5倍以上の圧力で試験を行ったときこれに耐えるものであること。この場合、既設導管を穿孔して導管を分岐する場合にあつては、分岐管を接合した後分岐部分について穿孔前に耐圧試験を行うことができる。なお、<u>ガス発生設備（水電解装置に限る。）のうち、電解セルスタックにあつては、「水電解装置の電解セルスタックに関する基準」（特別民間法人高圧ガス保安協会 KHKS0871-2(2024)）の「6.3 製造工程における試験及び検査」の規定によることができる。</u> 二～九 （略） 2 （略）	（耐圧試験） 第50条 省令第15条第2項に規定する「適切な方法により耐圧試験を行ったときにこれに耐えるもの」とは、次の各号のいずれかに適合するものをいう。ただし、第13条第1項第1号及び第12号に掲げるものにあつては、省令第15条第2項に規定する「適切な方法により耐圧試験を行ったときにこれに耐えるもの」とであるとみなす。 一 ガス工作物（次号から第九号までに掲げるものを除く。）にあつては、最高使用圧力の1.5倍以上の圧力で試験を行ったときこれに耐えるものであること。この場合、既設導管を穿孔して導管を分岐する場合にあつては、分岐管を接合した後分岐部分について穿孔前に耐圧試験を行うことができる。 二～九 （略） 2 （略）
（気密試験） 第51条 省令第15条第3項に規定する「適切な方法により気密試験を行ったとき漏えいがないもの」とは、次の各号のいずれかに適合するものをいう。ただし、第13条第1項第1号並びに第12号に掲げるもの及び前条第1項第7号の規定による試験を行ったものにあつては、省令第15条第3項に規定する「適切な方法により気密試験を行ったとき漏えいがないもの」とであるとみなす。また、<u>ガス発生設備（水電解装置に限る。）のうち、電解セルスタッ</u>	（気密試験） 第51条 省令第15条第3項に規定する「適切な方法により気密試験を行ったとき漏えいがないもの」とは、次の各号のいずれかに適合するものをいう。ただし、第13条第1項第1号並びに第12号に掲げるもの及び前条第1項第7号の規定による試験を行ったものにあつては、省令第15条第3項に規定する「適切な方法により気密試験を行

クにあつては、「<u>水電解装置の電解セルスタックに関する基準</u>」（特別民間法人高圧ガス保安協会　KHKS0871-2(2024)）の「6.3　製造工程における試験及び検査」の規定によることができる。 一～五　（略） 2・3　（略） （緊急停止装置） 第 81 条　省令第 27 条第 1 項の「迅速かつ安全にガスの発生を停止できるもの」とは、自動又は手動で迅速かつ確実に操作できるものである。ただし、ガス発生設備（水電解装置に限る。）にあつては、「<u>水電解装置に関する基準</u>」（特別民間法人高圧ガス保安協会　KHKS0871-1(2024)）の「7.4　運転停止」の規定による。 2　（略） （<u>整圧器</u>の保安措置） 第 123 条　省令第 56 条第 1 項に規定する「ガスの圧力が異常に上昇するおそれのある整圧器」とは、駆動圧の上昇により弁体の開度も上昇する整圧器のうち、<u>整圧器内の一次圧部と駆動圧部を仕切る部材を有し、その部材が抜け出ることを防止する機構として次項第一号に掲げる機構を有しないものをいう。</u> <u>2　省令第 56 条第 1 項に規定する「適切な措置」とは、次の各号に掲げるいずれかの措置をいう。</u> 一　<u>次の図に示すところによる整圧器内の一次圧部と駆動圧部を仕切る部材の抜け出しを防止する機構等により、整圧器の駆動圧力部の気密性の喪失を防止する機構を有すること。</u> 二　<u>第 124 条各号のいずれかに該当する「ガスの圧力が異常に上昇することを防止する装置」を設けること。</u> 仕切り部材自体が持つネジ等の機構で固定する方法 C 型止め輪を押さえ込む方法  第 123 条の 2　省令第 56 条第 2 項に規定する「火災等の発生を防止するための適切な措置」とは、以下の各号に掲げる措置をいう。 一・二（略）	一～五　（略） 2・3　（略） （緊急停止装置） 第 81 条　省令第 27 条第 1 項の「迅速かつ安全にガスの発生を停止できるもの」とは、自動又は手動で迅速かつ確実に操作できるものである。 2　（略） （<u>高圧整圧器</u>の保安措置） （新設） 第 123 条　省令第 56 条に規定する「火災等の発生を防止するための適切な措置」とは、以下の各号に掲げる措置をいう。 一・二（略） （新設）
<u>附　則（令和　年　月　日・・・・・・保局第　号）</u> <u>1．この規程は、令和　年　月　日から施行する。ただし、改正後の第 123 条の規定は、ガス工作物の技術基準を定める省令第 56 条第 1 項の施行の日から施行する。</u>	